

1-3 周知・啓発の推進①

- 建設企業、技能労働者などの社会保険加入についての理解を深めるため、多様な手段による周知・啓発により、保険加入に向けた機運を醸成する。

周知の対象者例

- 施工費は安ければよいとする発注者
- 社会保険加入は雇用主と従業員の問題とする元請企業
- 法定福利費は経営を圧迫するとして適正に負担しない建設企業
- 保険加入のメリット・義務を知らない技能労働者
- 保険加入よりも賃金の手取額を重視し、保険料の天引きを嫌う技能労働者

概要

- 指導等の段階に対応しつつ、目標年度に向けて継続的に周知・啓発を行う。
- 行政、建設業団体等の関係機関が一体となって周知・啓発等に取り組む。
- 行政(建設業担当、社会保険担当)、関係団体、元請各社、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から多様な手段による広報を行う。
- 啓発資料の作成に当たっては、元請企業、下請企業、建設労働者といった対象者に応じて、当事者の意見を聞きつつ、ポイントを絞った広報を行う。

周知・啓発の実施内容

- **推進協議会・ワーキンググループによる関係機関が一体となった取組**
 - ・パンフレット・ポスターの内容の検討、周知啓発手法の検討、各構成団体における計画的取り組み、実施状況のフォローアップ
 - ・学生、訓練受講者に対する保険制度の啓発、優良企業等の情報提供（学校・職業訓練機関）
- **パンフレットの作成・配布**
【啓発のポイント】
 - ①公共発注者向け：建設業における未加入対策の推進、ダンピング対策の実施
 - ②民間発注者向け：建設業における未加入対策の推進、法定福利費確保の必要性、ダンピング業者の排除
 - ③建設企業向け：保険加入の義務・必要性、未加入対策の目標、建設業許可・更新における確認・指導の実施、未加入の場合の経営事項審査での減点拡大、元請企業による下請指導の推進、法定福利費確保の必要性、重層下請構造のは是正、不当な一人親方化の防止 など
 - ④技能労働者向け：保険加入のメリット、法令上の義務、未加入対策の推進と目標、必要な手続き、相談窓口 など
- **ポスターの作成・配布**
建設労働者向けに、未加入対策の実施と未加入の場合の不利益の周知
- **ホームページの作成、関係機関からのリンク**
- **キャンペーンの実施**
(例)建設業取引適正化推進月間(11月)等での集中キャンペーンを実施
- **相談窓口の設置**
・経営改善、保険加入に関する相談受付(建設業振興基金) 等

1-3 周知・啓発の推進②（パンフレットイメージ例）

建設労働者の皆様へ

表面

社会保険等への加入は おすすめですか

社会保険等へ加入するメリット

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けないとき、給付を受けられます。
- ・万一傷害を負った場合、年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合、ご遺族が年金の給付を受けられます。

- 社会保険等未加入は法令違反です。
- 未加入者は、現場への入場ができなくなります。

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

裏面

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目指し、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入業者に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請業者による下請指導	<ul style="list-style-type: none">・建設業法に基づき、元請業者が下請業者、作業員の保険加入状況を確認し、未加入業者へは、早期の保険加入を指導します。・指導後も加入しない場合は、許可権者（国土交通省又は都道府県）へ通報します。・通報を受けた国土交通省又は都道府県は、事実関係を確認したうえで、指導及び社会保険担当部局（年金事務所、地方労働局等）へ通報します。・平成29年度以降は、未加入業者との工事契約、現場への入場を認めない。

- ※●「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。
●「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のいずれかの未加入をいう。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)
FAX : 0570-018-241
E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険 : 年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/office/map4.html>

- 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。

2-1 建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導

- 建設業の許可・更新の申請者に、保険加入状況を記載した書面を提出させることにより、建設業担当部局において保険加入状況を確認し、未加入企業に対する加入指導を行う。

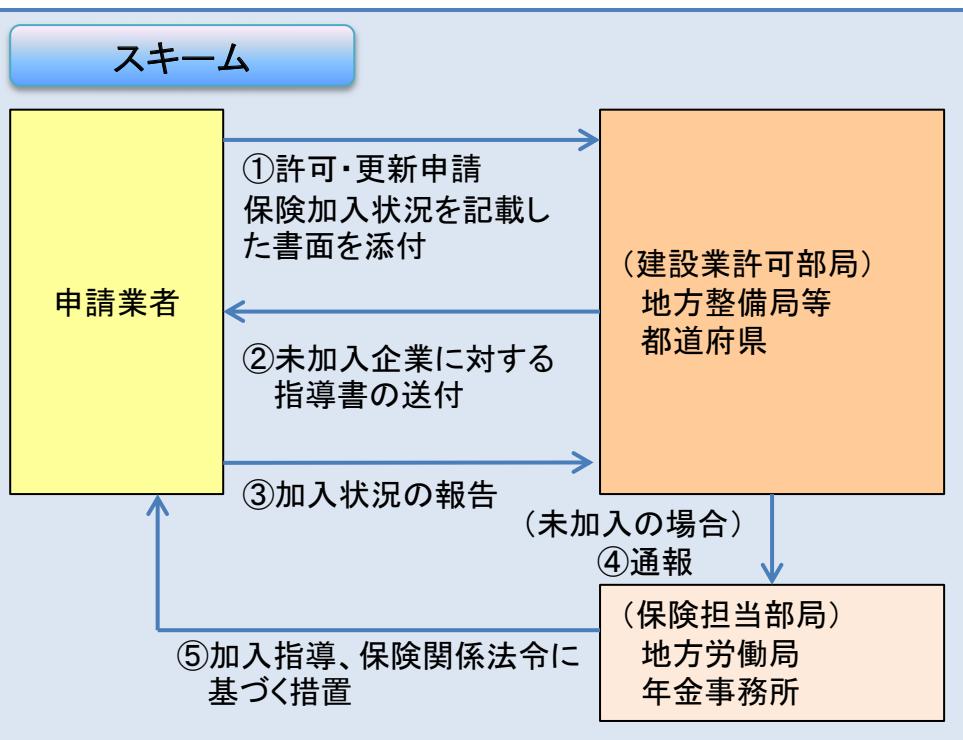
概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加する(建設業法施行規則第4条第1項を改正)。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
- ①保険加入の有無等を記載した書面
 - ②確認資料
 - ・雇用保険:労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険:領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム



保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱はせず、許可を行うと同時に指導文書を送付する。
- 保険加入の報告を求める。
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
- ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
 - ・雇用保険→地方労働局
- <通報の内容>
- ・企業名、所在地
 - ・未加入の保険種類(雇用、医療、年金) 等

2-2 建設業担当部局による監督

- 建設業担当部局により、事業所への立入検査による保険加入状況の確認、工事現場への立入検査による下請指導状況の確認を行う。

概要

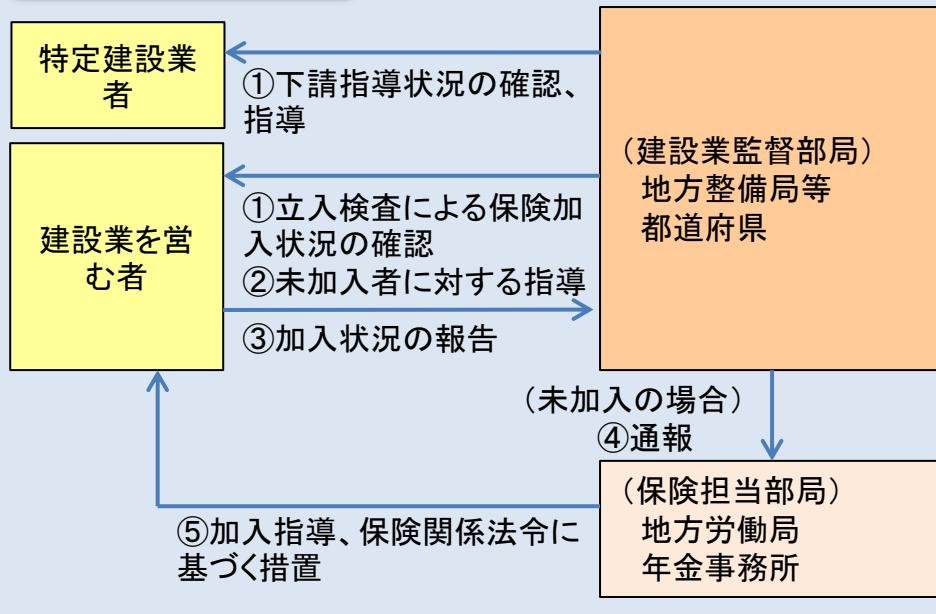
- 建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請指導状況を確認する。

① 事業所への立入調査

労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。

② 工事現場への立入調査(建設業法施行令第7条の3の改正が前提) 特定建設業者による下請企業への指導状況を確認する。

スキーム



事業所への立入検査

- 建設業担当部局による立入検査により、保険加入状況を必要な書類を提出させることで確認する。

- 保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認するほか、労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。

- ・賃金台帳(保険料の控除の状況)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)

- 未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。

- 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

工事現場への立入検査

- 特定建設業者の指導が適切に行われているかを立入検査により確認・指導する。

- ・下請企業の保険加入の確認指導状況を聴取
- ・特定建設業者として把握を行っているか(作業員名簿等による確認状況)
- ・未加入企業に対する指導は行っているか 等

- 下請指導が適正に行われていない場合(全く確認していない、未加入企業が多い等)は、特定建設業者に対する指導を行う。

建設業法に基づく監督処分

- 指導・通報をしてもなお加入が見込まれない企業に対して、建設業法に基づく監督処分を行うことを検討する。

2-3 経営事項審査の厳格化

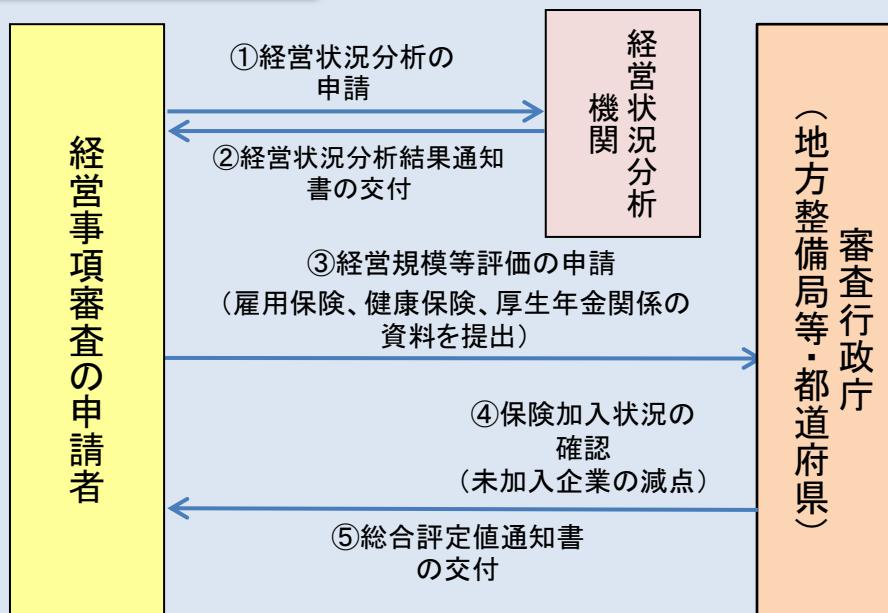
- 現在、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を審査している経営事項審査について、未加入企業に対する評価の厳格化を検討する。

概要

- 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の項目について検討を行う。
- ・保険関係の審査項目は(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
 - ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)の拡大。
 - ・未加入企業情報の加入指導への活用。

※経営事項審査の基準改正については中央建設業審議会における審議事項

スキーム



未加入の場合の減点幅

	現行		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険及び厚生年金保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86

- 審査項目(健康保険及び厚生年金保険)の区分
○ 保険未加入の場合の減点幅の拡大を検討。

2-4 社会保険担当部局の取組

- 建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、未加入対策を推進する。

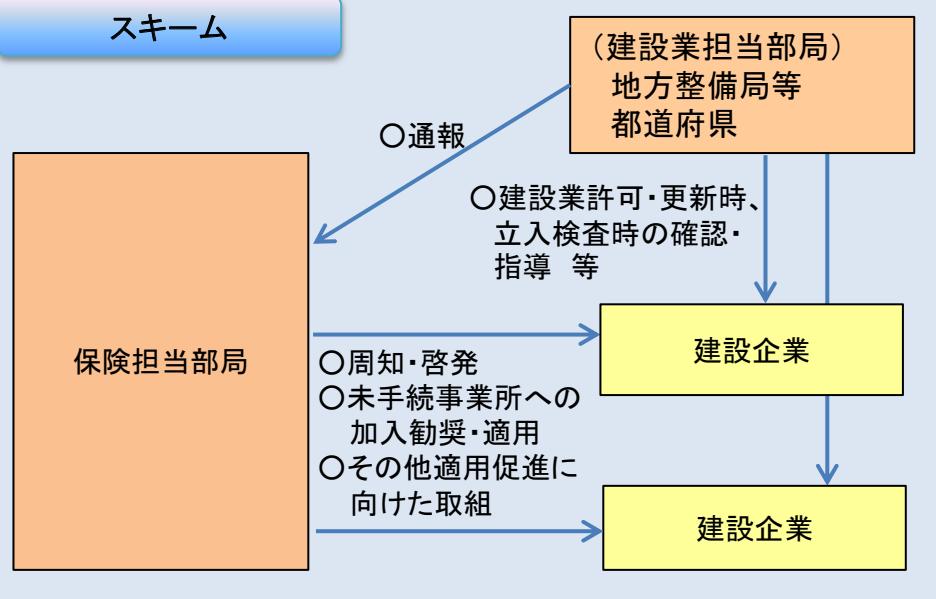
概要

- 建設業担当部局における取組と併せ、社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労働保険の周知を行っている。
- 建設業担当部局からの通報に対応し、未加入企業に対する加入勧奨を進め、社会保険等の加入に向けた取組を行う。

周知・啓発等の取組

- 保険担当部局において、下記の取組を行っている。
 - パンフレット・ポスター等配布
 - 民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問)、年金機構職員・行政職員による加入指導
 - 保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
 - 未加入企業を把握するため法人登記情報を活用する予定(健康保険、年金保険、労働保険)

スキーム



未手続事業所への指導・保険適用

- 建設業担当部局からの通報を受け、未手続事業所に対する指導を行う。
 - 年金事務所(医療、年金)、労働局(労働保険)からの電話勧奨・訪問勧奨 等
- 指導をしてもなお未加入の場合、強制的に加入手続を行っている。

3-1 元請企業による下請指導

- 保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業(特定建設業者)は工事現場において周知啓発を行うとともに、再下請通知書、作業員名簿等を活用して確認・指導を行う。
- 協力会等を通じて下請企業の保険加入状況の把握に努め、加入を勧奨する。

概要

- 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加(建設業法施行規則を改正)
- 作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加(事業者団体等に様式の改正を依頼)
 - 1 特定建設業者は上記書面により下請負人の保険加入状況等を確認し、未加入企業に対しては、保険加入を指導(直接の契約関係にある下請負人を通じた確認・指導も可)
 - 2 工事現場でのポスター掲示やパンフレット配布等により周知啓発
 - 3 調達部門においては協力会等を通じて加入状況を把握し、未加入の企業に対しては加入を勧奨

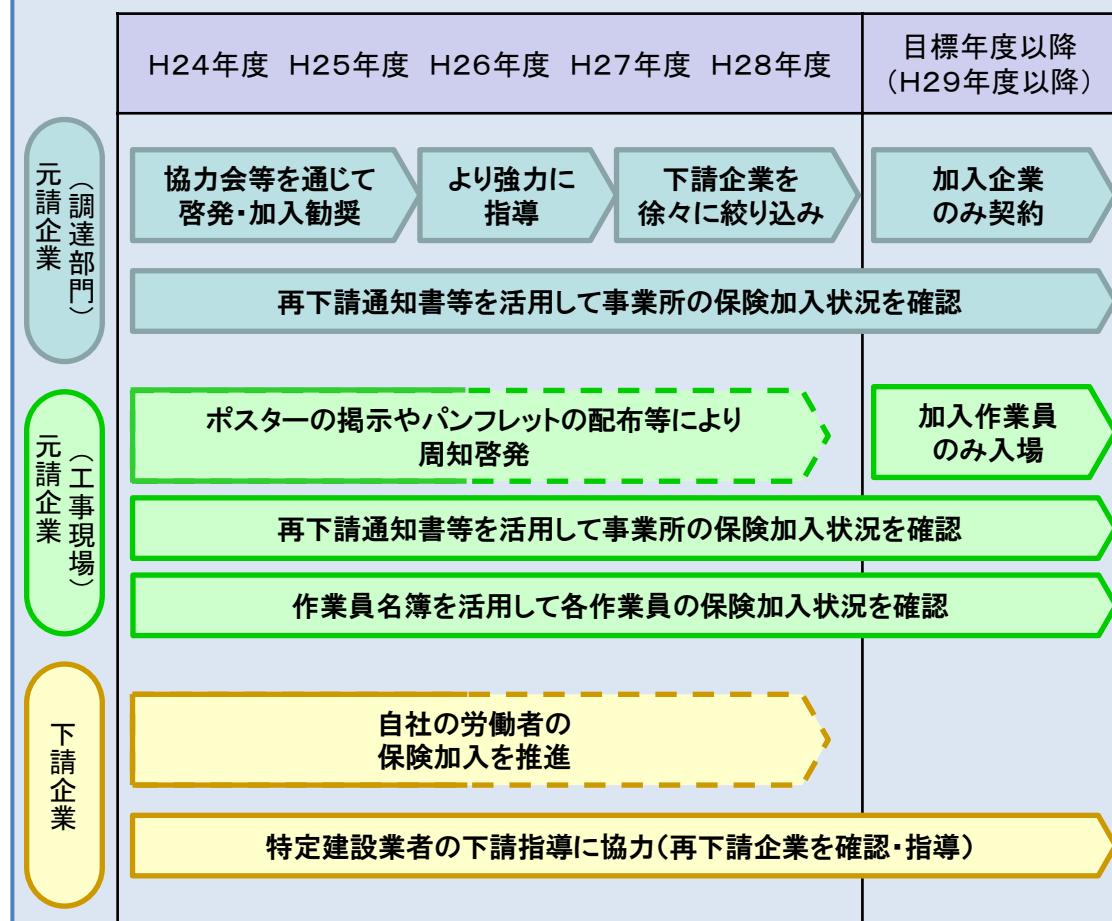
※ 平成29年度からは未加入企業とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めない。

- 下請指導の実効性を確保するため、特定建設業者の下請指導項目に社会保険に関する規定を追加*（建設業法施行令を改正）

*実施時期については、社会保険加入を促進する観点から、引き続き検討

建設業法施行令の改正により、上記1～3に加えて、下請負人が違反事実を是正しない場合の国土交通大臣又は都道府県知事に対する通報の仕組みが追加される。

取組のイメージ



3-2 下請企業による取組

- 下請企業においては、就労者の雇用関係を明確にした上で、雇用関係にある社員の保険加入を徹底する。
- 再下請通知書を活用して再下請企業の保険加入状況をチェックするとともに、元請企業からの下請指導が全ての下請企業に伝わるよう協力する。

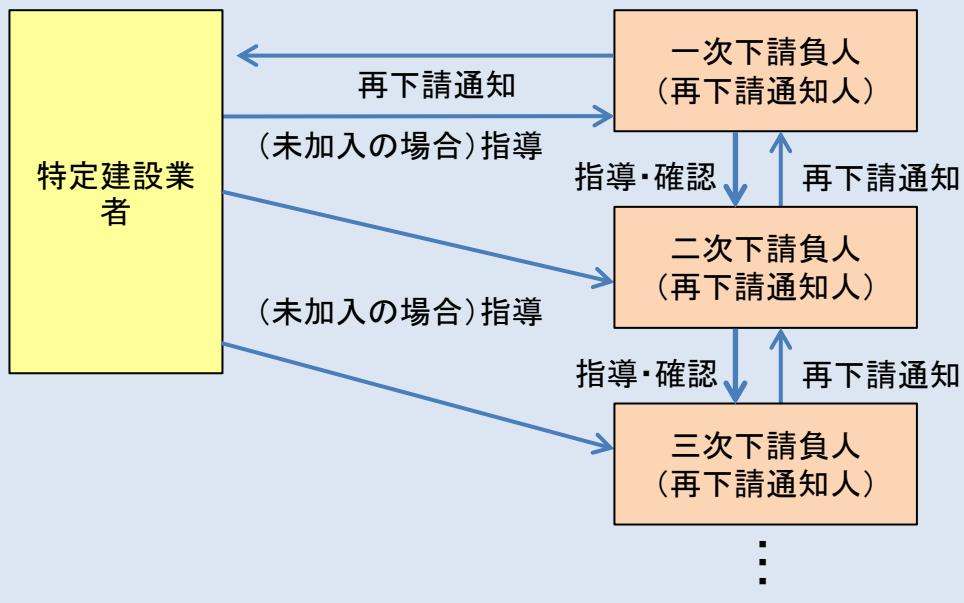
概要

- 現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底する
- 請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックする。
- 元請企業の下請指導に対する協力を行う。

下請企業、再下請企業の保険加入の徹底

- 雇用者と請負者に明確に区分。
 - ・雇用者→賃金支払、保険加入、労働者名簿、賃金台帳に記載
 - ・請負企業→請負契約締結、請負代金の支払
- 労務関係諸経費の削減を意図して、請負契約の形式を取りながら、実態は労働者として扱う偽装請負の禁止の徹底。
- 再下請企業に対しては、再下請通知書の記載を徹底させることにより、保険加入状況を確認。
 - ・再下請通知書に保険加入番号の記載欄を追加

スキーム



元請企業の下請指導に対する協力

- 特定建設業者が行う指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に伝わるよう、下請企業においては、特定建設業者が行う指導に協力する。

[考えられる取組例]

- ・ 特定建設業者による指導の補完・分担
- ・ 再下請負人の対応状況に関する特定建設業者への情報提供等